

大阪市規則第13号

大阪市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市副市長の事務分担等に関する規則（平成24年大阪市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(担当事務) 第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。		(担当事務) 第2条 [同左]	
副市長	担当事務	副市長	担当事務
高橋 徹	都市交通局、危機管理監、経済戦略局（ <u>立地推進部、国際交流部及び万博調整部に限る。</u> ）、I R 推進局、契約管財局、大阪都市計画局、計画調整局、環境局（環境施策部及び環境管理部に限る。）、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が所管する事務	高橋 徹	都市交通局、危機管理監、経済戦略局（ <u>立地交流推進部に限る。</u> ）、 <u>万博推進局</u> 、I R 推進局、契約管財局、大阪都市計画局、計画調整局、環境局（環境施策部及び環境管理部に限る。）、都市整備局、建設局及び大阪港湾局が所管する事務
山本 剛史	総務局、経済戦略局（ <u>立地推進部、国際交流部及び万博調整部を除く。</u> ）、福祉局、健康局、こども青少年局及び会計室が所	山本 剛史	総務局、経済戦略局（ <u>立地交流推進部を除く。</u> ）、福祉局、健康局、こども青少年局及び会計室が所管する事務並びに他の

	管する事務並びに他の 執行機関及び市会 事務局の職員に補助 執行させている事務		執行機関及び市会事 務局の職員に補助執 行させている事務
[略]		[同左]	
[2 略]		[2 同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。